平成２３年（フ）第１７号
北海道砂川市一の沢141番地５
債務者　田中　孝雄
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
福島市瀬上町字御蔵場６番地の３　オクラガーデン103号
債務者　庄司　隆昭
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
福島市佐原字太田44番地の１
債務者　菊地　勝子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５号
福島市佐原字太田44番地の１
債務者　菊地由美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
福島市沖高字樋越１番地の61
債務者　古川　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第４１９号
茨城県桜川市真壁町東山田1601番地、住民票上の住所茨城県桜川市真壁町羽鳥744番地１
債務者　富田　千枝
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９号
茨城県筑西市落合242番地
債務者　早瀬　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６号
茨城県下妻市平沼192番地12
債務者　青木　　晶（旧姓神田・半谷）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷22番地２　為我井ハイツ202号室、前住所茨城県古河市磯部27番地　雇用促進住宅２―101号
債務者　矢口　好益
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２号
茨城県結城郡八千代町大字菅谷22番地２　為我井ハイツ202号室、前住所茨城県古河市磯部27番地　雇用促進住宅２―101号
債務者　矢口　栄子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４２号
茨城県古河市緑町38番１号　ハイツ山中102号、前住所茨城県古河市尾崎5515番地11
債務者　阿久根隆一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４３号
茨城県猿島郡境町1836番地１
債務者　井手　聡之
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５６９号
埼玉県熊谷市久保島158番地３、破産申立時の住所埼玉県熊谷市石原169番地15
債務者　宮本　　泉
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９７６号
兵庫県姫路市田寺３丁目６番46号
債務者　神吉　由美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県姫路市的形町的形2104番地、住民票上の住所兵庫県姫路市的形町的形212番地
債務者　長野　由紀（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８９６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７レジデンス内橋702号、申立時の住所福岡県糟屋郡志免町別府４丁目19番１―103号
債務者　川嶋　哲治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７レジデンス内橋702号、申立時の住所福岡県糟屋郡志免町別府４丁目19番１―103号
債務者　川嶋　弥生
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部